

❓ 保険料の納付は…**!** 口座振替と納付書の二つの方法があります。

加入手続き後、社会保険庁から送付される国民年金保険料納付案内書(納付書)により、毎月の保険料を翌月末までにご自分で納めることになります。

▽納める場所

全国の金融機関・郵便局の窓口のほかコンビニエンスストアでも納めることができます。また、インターネット(パソコン・携帯電話)を利用する方法でも納めることができます。この場合は事前に登録する必要がありますので、社会保険事務所へお尋ねください。

保険料納付は、割引もある口座振替を利用すると便利でお得です。口座振替の申込用紙は、各金融機関や市役所年金係にあります。

❓ 保険料の額は…**!** ▽定額保険料 月額 13,860円(平成18年4月～平成19年3月)

▽付加保険料(任意) 月額 400円(物価スライドがありません。)

定額保険料のほかに、付加保険料を納めた人には、老齢基礎年金が支給されるときに付加年金が加算されます。

❓ 保険料納付が困難な場合は…**!** ▽申請によって保険料納付を免除される制度があります。(保険料免除制度)

▽学生の場合は、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

* 免除期間や納付特例制度分の年金は10年前までさかのぼって納めることができます。余裕ができたなら追納して、満額の年金を受けられるようにしましょう。

◎納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

支払った国民年金保険料は、年末調整や確定申告の際に全額社会保険料控除として所得から控除できます。(ご家族の保険料を支払った場合、その分も控除の対象となります。)ただし、平成17年分の所得の申告から、支払ったことを証明する書類(「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(=社会保険庁から送付されるもの)」または「領収書(=納付書で保険料を支払ったときに渡されるもの)」)が必要になります。

❓ 年金手帳が送られてきましたが、どんなときに必要ですか…**!** 年金手帳は、年金に関する手続きや問い合わせ、年金を請求するときなどに必要です。

加入する年金制度(国民年金、厚生年金、共済年金)が変わっても一生変わらず使用しますので、大切に保管しましょう。

「国民年金推進員」が自宅を訪問します

社会保険事務所職員または非常勤の国家公務員である「国民年金推進員」が、直接自宅を訪問し、制度の説明や納付の相談を行っています。

「国民年金推進員」は、非常勤の国家公務員で、職員証明証を携帯しています。

■ 問合先 市民課年金係 ㊦(内線370、268)